

障害者総合支援法 事業者ハンドブック 報酬編〔2024年版〕

報酬告示と留意事項通知

－ 追 補 －

本書の発行後、「令和6年度障害福祉サービス等報酬改定関連通知の正誤について（その6）」（令和6年8月29日厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課事務連絡）、「令和6年度障害福祉サービス等報酬改定関連通知の正誤について（その7）」（令和7年1月29日厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課事務連絡）が発出され、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について」（平成18年10月31日障発第1031001号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）の一部訂正が行われました。

これに伴い、本書収載内容に係る補正情報を次のとおりまとめましたので、本書とあわせてご活用ください。

（2025年2月7日更新）

第2巻 報酬の算定基準				
該当頁	該当箇所	訂正後	訂正前	備考
p. 18	(13)業務継続計画の策定等の取組が適切に行われていない場合の所定単位数の算定について	② 算定される単位数 (二) 〔前略〕 なお、当該所定単位数は、各種加算（障害福祉サービス費等の報酬算定構造表において当該減算より左に規定されている加算を除く。）がなされる前の単位数とし、当該各種加算を含めた単位数の合計数に対して <u>100分の1</u> となるものではないことに留意すること。	② 算定される単位数 (二) 〔前略〕 なお、当該所定単位数は、各種加算（障害福祉サービス費等の報酬算定構造表において当該減算より左に規定されている加算を除く。）がなされる前の単位数とし、当該各種加算を含めた単位数の合計数に対して <u>100分の10</u> となるものではないことに留意すること。	2025/02/07更新
p. 323	⑩施設入所支援 留意事項通知〔第二の2(9)⑤〕	●重度障害者支援加算の取扱いについて〔第二の2(9)⑤〕 (一) 報酬告示第9の3のイの重度障害者支援加算(Ⅰ)については、昼間、生活介護を受ける利用者に対する支援が1日を通じて適切に確保されるよう、指定障害者支援施設	●重度障害者支援加算の取扱いについて〔第二の2(9)⑤〕 (一) 報酬告示第9の3のイの重度障害者支援加算(Ⅰ)については、昼間、生活介護を受ける利用者に対する支援が1日を通じて適切に確保されるよう、指定障害者支援施設	2024/10/03更新

基準に規定する人員配置に加えて、常勤換算方法で1人以上の従業者を確保した場合に、指定障害者支援施設等ごと（サービス提供単位を複数設置している場合にあつては当該サービス提供単位ごと）に生活介護に係る全ての利用者について加算するものである。なお、報酬告示第9の3の注1中「医師意見書により特別な医療が必要であるとされる者」とは、医師意見書における特別な医療に係る項目（当分の間、「褥瘡の処置」及び「疼痛の看護」を含める取扱いとする。）中、いずれか1つ以上に該当する者とする。なお、「これに準ずる者」とは、「医師意見書により特別な医療が必要であるとされる者」以外の者であつて、経管栄養（腸ろうによる経管栄養又は経鼻経管栄養に限る。）を必要とする者とする。

なお、重度障害者支援加算(Ⅰ)を算定している指定障害者支援施設等において、重度障害者支援加算(Ⅱ)及び重度障害者支援加算(Ⅲ)は算定できないものであること。

(二) 報酬告示第9の3のロの重度障害者支援加算(Ⅱ)については、次のアからウまでのいずれの要件も満たす指定障害者支援施設等において、区分6に該当し、かつ、行動関連項目合計点数が10点以上である利用者に対し、指定施設入所支援等を行った場合に算定する。

ア (略)

イ 指定障害者支援施設等に配置されているサービス管理責任者又は生活支援員のうち1人以上が、強度行動障害支援者養成研修（実践研修）修了者（以下この⑤において「実践研修修了者」という。）であること。また、当該施設において実践

基準に規定する人員配置に加えて、常勤換算方法で1人以上の従業者を確保した場合に、指定障害者支援施設等ごと（サービス提供単位を複数設置している場合にあつては当該サービス提供単位ごと）に生活介護に係る全ての利用者について加算するものである。なお、報酬告示第9の3の注1中「医師意見書により特別な医療が必要であるとされる者」とは、医師意見書における特別な医療に係る項目（当分の間、「褥瘡の処置」及び「疼痛の看護」を含める取扱いとする。）中、いずれか1つ以上に該当する者とする。なお、「これに準ずる者」とは、「医師意見書により特別な医療が必要であるとされる者」以外の者であつて、経管栄養（腸ろうによる経管栄養又は経鼻経管栄養に限る。）を必要とする者とする。

(二) 報酬告示第9の3のロの重度障害者支援加算(Ⅱ)については、次のアからウまでのいずれの要件も満たす指定障害者支援施設等において、区分6に該当し、かつ、行動関連項目合計点数が10点以上である利用者に対し、指定施設入所支援等を行った場合に算定する。

ア (略)

イ 指定障害者支援施設等に配置されているサービス管理責任者又は生活支援員のうち1人以上が、強度行動障害支援者養成研修（実践研修）修了者（以下この⑤において「実践研修修了者」という。）であること。また、当該施設において実践

		研修修了者を配置し、かつ、利用者の中に行動障害を有する者がいる場合は、当該利用者に係る支援計画シート等を作成すること。 <u>なお、支援計画シート等については、対象となる利用者に対して関係者間で必要な情報を共有し、一貫性のある支援を行うために、1日の活動の支援に係る支援計画シート等の作成が適切に行われるよう留意すること。</u> (以下略)	研修修了者を配置し、かつ、利用者の中に行動障害を有する者がいる場合は、当該利用者に係る支援計画シート等を作成すること。 (以下略)	
p. 325	⑩ 施設入所支援 留意事項通知〔第二の2(9)⑤〕	(五) 報酬告示第9の3のハの重度障害者支援加算(Ⅲ)については、次のアからウのいずれの要件も満たす指定障害者支援施設等において、区分4以上に該当し、かつ、行動関連項目合計点数が10点以上である利用者に対し、指定施設入所支援等を行った場合に算定する。 なお、重度障害者支援加算(Ⅱ)の対象者については、この加算を算定することができない。 ア (略) イ 指定障害者支援施設等に配置されているサービス管理責任者又は生活支援員のうち1人以上が、実践研修修了者であること。また、当該事業所において実践研修修了者を配置し、かつ、利用者の中に行動障害を有する者がいる場合は、当該利用者に係る支援計画シート等を作成すること。 <u>なお、支援計画シート等については、対象となる利用者に対して関係者間で必要な情報を共有し、一貫性のある支援を行うために、1日の活動の支援に係る支</u>	(五) 報酬告示第9の3のハの重度障害者支援加算(Ⅲ)については、次のアからウのいずれの要件も満たす指定障害者支援施設等において、区分4以上に該当し、かつ、行動関連項目合計点数が10点以上である利用者に対し、指定施設入所支援等を行った場合に算定する。 なお、重度障害者支援加算(Ⅱ)の対象者については、この加算を算定することができない。 ア (略) イ 指定障害者支援施設等に配置されているサービス管理責任者又は生活支援員のうち1人以上が、実践研修修了者であること。また、当該事業所において実践研修修了者を配置し、かつ、利用者の中に行動障害を有する者がいる場合は、当該利用者に係る支援計画シート等を作成すること。	2024/10/03 更新

		<u>援計画シート等の作成が適切に行われるよう留意すること。</u> (以下略)	(以下略)	
p. 333	⑩ 施設入所支援 留意事項通知〔第二の2(9)⑬〕	●地域移行促進加算の取扱いについて〔第二の2(9)⑬〕 (一) 報酬告示第9の8の2のイの地域移行促進加算(Ⅰ)については、市町村により地域生活支援拠点等に位置づけられていること並びに市町村及び拠点関係機関との連携担当者を1名以上配置していることを都道府県知事に届け出た指定障害者支援施設等において算定するものであるが、以下のとおり取り扱うこととする。 ア (略) イ 地域移行促進加算(Ⅰ)については、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援に要する費用に関する基準（平成24年厚生労働省告示第124号。以下「地域相談支援報酬告示」という。）第1の5の<u>体験宿泊加算</u>⇒P.1100を算定している期間に限り、1日につき所定単位数に代えて算定できるものであること。地域移行促進加算(Ⅰ)の算定期間中にある場合は、施設入所支援の外泊に位置付けられるものとし、入院・外泊時加算を併せて算定できるものであること。なお、外泊の期間に初日及び最終日は含まないので、体験的な宿泊支援の利用開始日及び終了日は<u>地域移行促進加算(Ⅰ)</u>を算定しないものであること。 (以下略)	●地域移行促進加算の取扱いについて〔第二の2(9)⑬〕 (一) 報酬告示第9の8の2のイの地域移行促進加算(Ⅰ)については、市町村により地域生活支援拠点等に位置づけられていること並びに市町村及び拠点関係機関との連携担当者を1名以上配置していることを都道府県知事に届け出た指定障害者支援施設等において算定するものであるが、以下のとおり取り扱うこととする。 ア (略) イ 地域移行促進加算(Ⅰ)については、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援に要する費用に関する基準（平成24年厚生労働省告示第124号。以下「地域相談支援報酬告示」という。）第1の5の<u>地域移行促進加算(Ⅰ)</u>⇒P.1100を算定している期間に限り、1日につき所定単位数に代えて算定できるものであること。地域移行促進加算(Ⅰ)の算定期間中にある場合は、施設入所支援の外泊に位置付けられるものとし、入院・外泊時加算を併せて算定できるものであること。なお、外泊の期間に初日及び最終日は含まないので、体験的な宿泊支援の利用開始日及び終了日は<u>体験宿泊支援加算</u>を算定しないものであること。 (以下略)	2024/10/03 更新

p. 489 p. 491 p. 493	⑮ 就労継続支援A型 留意事項通知〔第二の3(4)④〕	●就労移行支援体制加算の取扱いについて〔第二の3(4)④〕 (一) 〔前略〕 通常の事業所に雇用されている者であって労働時間の延長又は休職からの復職の際に就労に必要な知識及び能力の向上のための支援を一時的に必要とするものが、<u>当該指定就労継続支援A型事業所等</u>において<u>指定就労継続支援A型等</u>を受けた場合にあっては、<u>当該指定就労継続支援A型等</u>を受けた後、就労を継続している期間が6月に達した者を就労定着者として取り扱う。具体的には、労働時間の延長の場合には<u>指定就労継続支援A型等</u>の終了日の翌日、休職からの復職の場合は実際に企業に復職した日を1日目として6月に達した者とする。なお、就労継続支援A型を経て企業等に就労した後、就労継続支援A型の職場定着支援の努力義務期間（就職した日から6月（労働時間の延長又は休職からの復職の際に就労に必要な知識及び能力の向上のための支援を一時的に必要とする者が<u>当該指定就労継続支援A型事業所等</u>において<u>指定就労継続支援A型等</u>を受けた場合は、<u>当該指定就労継続支援A型等</u>を受けた後から6月））中において労働条件改善のための転職支援等を実施した結果、離職後1月以内に再就職し、最初の企業等の就職から起算して雇用を継続している期間が6月（労働時間の延長又は休職からの復職の際に就労に必要な知識及び能力の向上のための支援を一時的に必要とする者が<u>当該指定就労継続支援A型事業所等</u>において<u>指定就労継続支援A型等</u>を受けた場合は、<u>当該指定就労継続支援</u>	●就労移行支援体制加算の取扱いについて〔第二の3(4)④〕 (一) 〔前略〕 通常の事業所に雇用されている者であって労働時間の延長又は休職からの復職の際に就労に必要な知識及び能力の向上のための支援を一時的に必要とするものが、<u>当該就労継続支援A型事業所</u>において<u>就労継続支援A型</u>を受けた場合にあっては、<u>当該就労継続支援A型</u>を受けた後、就労を継続している期間が6月に達した者を就労定着者として取り扱う。具体的には、労働時間の延長の場合には<u>就労継続支援A型</u>の終了日の翌日、休職からの復職の場合は実際に企業に復職した日を1日目として6月に達した者とする。なお、就労継続支援A型を経て企業等に就労した後、就労継続支援A型の職場定着支援の努力義務期間（就職した日から6月（労働時間の延長又は休職からの復職の際に就労に必要な知識及び能力の向上のための支援を一時的に必要とする者が<u>当該就労継続支援A型事業所</u>において<u>就労継続支援A型</u>を受けた場合は、<u>当該就労継続支援A型</u>を受けた後から6月））中において労働条件改善のための転職支援等を実施した結果、離職後1月以内に再就職し、最初の企業等の就職から起算して雇用を継続している期間が6月（労働時間の延長又は休職からの復職の際に就労に必要な知識及び能力の向上のための支援を一時的に必要とする者が<u>当該就労継続支援A型事業所</u>において<u>就労継続支援A型</u>を受けた場合は、<u>当該就労継続支援A型</u>を受けた後から6月）に達した者は就労定着者として取り	2025/02/07 更新
-------------------------------------	--	---	--	--------------------------

		<u>A型等</u>を受けた後から6月)に達した者は就労定着者として取り扱う。 また、過去3年間において、<u>当該指定就労継続支援A型事業所等</u>において既に当該者の就労につき就労移行支援体制加算が算定された者にあつては、都道府県知事又は市町村長が適当と認める者に限り、就労定着者として取り扱うこととする。 (二) 〔前略〕 また、労働時間の延長又は休職からの復職の際に就労に必要な知識及び能力の向上のための支援を一時的に必要とする者が<u>当該指定就労継続支援A型事業所等において指定就労継続支援A型等</u>を受けた場合は、<u>当該指定就労継続支援A型等</u>を受けた後、就労を継続している期間が6月に達した者であり、例えば、令和5年10月1日に就職した後、労働時間の延長のために令和5年12月31日まで<u>当該指定就労継続支援A型事業所等</u>において<u>指定就労継続支援A型等</u>を受けた場合は、令和6年6月30日に6月に達した者となる。	扱う。 また、過去3年間において、<u>当該就労継続支援A型事業所</u>において既に当該者の就労につき就労移行支援体制加算が算定された者にあつては、都道府県知事又は市町村長が適当と認める者に限り、就労定着者として取り扱うこととする。 (二) 〔前略〕 また、労働時間の延長又は休職からの復職の際に就労に必要な知識及び能力の向上のための支援を一時的に必要とする者が<u>就労継続支援A型</u>を受けた場合は、<u>当該就労継続支援A型等</u>を受けた後、就労を継続している期間が6月に達した者であり、例えば、令和5年10月1日に就職した後、労働時間の延長のために令和5年12月31日まで<u>当該指定就労継続支援A型事業所</u>において<u>就労継続支援A型</u>を受けた場合は、令和6年6月30日に6月に達した者となる。	
p.531	⑯ 就労継続支援B型留意事項通知〔第二の3(5)⑤〕	●就労移行支援体制加算の取扱いについて〔第二の3(5)⑤〕 (三) 上記(一)又は(二)のいずれの場合においても、就労継続支援B型を経て企業等に就労した後、就労継続支援B型の職場定着支援の努力義務期間(<u>就職した日から6月</u>(労働時間の延長又は休職からの復職の際に就労に必要な知識及び能力の向上のための支援を一時的に必要とする者が当該指定就労継続支援B型事業所等において指定就労継続支援<u>B型等</u>を受けた場合は、当該指定就労継続支援B型等を受けた後から6月))中	●就労移行支援体制加算の取扱いについて〔第二の3(5)⑤〕 (三) 上記(一)又は(二)のいずれの場合においても、就労継続支援B型を経て企業等に就労した後、就労継続支援B型の職場定着支援の努力義務期間(<u>就職した日から6月</u>(<u>就職した日から6月</u>(労働時間の延長又は休職からの復職の際に就労に必要な知識及び能力の向上のための支援を一時的に必要とする者が当該指定就労継続支援B型事業所等において指定就労継続支援<u>A型等</u>を受けた場合は、当該指定就労継続支援B型等を	2025/02/07更新

		において労働条件改善のための転職支援等を実施した結果、離職後 1 月以内に再就職し、最初の企業等の就職から起算して雇用を継続している期間が 6 月（労働時間の延長又は休職からの復職の際に就労に必要な知識及び能力の向上のための支援を一時的に必要とする者が当該就労継続支援 B 型事業所において就労継続支援 B 型を受けた場合は、当該就労継続支援 B 型を受けた後から 6 月）に達した者は就労定着者として取り扱う。	受けた後から 6 月））中において労働条件改善のための転職支援等を実施した結果、離職後 1 月以内に再就職し、最初の企業等の就職から起算して雇用を継続している期間が 6 月（労働時間の延長又は休職からの復職の際に就労に必要な知識及び能力の向上のための支援を一時的に必要とする者が当該就労継続支援 A 型事業所において就労継続支援 A 型を受けた場合は、当該就労継続支援 A 型を受けた後から 6 月）に達した者は就労定着者として取り扱う。	
--	--	--	---	--